

「戦争法案」 ぜったい止める! たたかいに 全力を

反対! 戦争法制です!



青井先生に聞く

憲法問題がいよいよ正念場にあるなか、
国家公務員労働者に対する期待や要望を
お聞かせください。

青井未帆(あおいみほ) 1973年生まれ。成城大学法学部准教授などを経て、2011年4月から学習院大学大学院法務研究科教授。主な研究テーマは、憲法上の権利の司法的救済、憲法9条論。著書に『憲法を守るのは誰か』(幻冬舎ルネッサンス新書)、『国家安全保障基本法批判』(岩波ブックレット)など



法は支える人がいなければ法ではなくなってしまう

自らの業務の大前提が憲法にある、そういう仕事が公務員だと思っています。天皇のための奉仕者であった明治憲法との一番大きな違いは、公務員が全体の奉仕者であることです。日本国民とは何かといえば、憲法をつくっているものに他ならない。憲法をつくったのが抽象的な意味で日本国民であり、その元で全体の奉仕者として公務員がある。誰か一つの、あるいは誰か特定の政権とか人間のために公務員が存在しているわけではありません。あくまでも正統性を与えているのは憲法ですから、憲法を意識して自らの業務なり生活なり政治に対してのスタンスを決め、考えていただきたいと思います。



それが、日本国憲法が法規範としての力を持っていることの一つの証なんだろうと思います。なんだかんだ言って、法というのは支える人がいないと法ではなくなってしまいますので、公務員が支えなければ、それこそ憲法というのは相当に力を減殺されてしまうと思いますね。そういう意味で、公務員として憲法を守るという自らの奉仕する内面的視点を持つことは、とても大切なことだと思っています。大いに期待しています。

国労調査時報 2015年6月号のインタビューより

公務員が支えなければ憲法の力は減殺される

戦時中の国家公務員 (その3)

国民のための国立病院はなかった

戦時中、国立医療機関は皆無と言っても差支えないほど微々たる存在でしかありませんでした。終戦時には国立病院はゼロ、国立療養所と名がついていたのはハンセン病療養所の9施設にすぎませんでした。(実際には、国立ハンセン病療養所は12施設ありましたが、終戦当時は沖縄2園と奄美和光園は米軍の占領下にありました)

1937年に国立結核療養所としてはじめてつくられた晴嵐荘(茨城県)に続いて設けられていた天竜荘(静岡県)・山陽荘(山口県)の3国立療養所は、1942年には長びく侵略戦争のなかで生じた結核に罹患した軍人のための傷痍軍人療養所に統合されるという歴史を辿らされていました。

いずれにせよ、軍人にたいする施設を除いては社会防衛の名のもとに患者の人権を全く無視して強制隔離を行うための施設(ハンセン病療養所)しか、国立医療機関が存在しなかった事実は、旧憲法時代の国の医療政策が国民の医療に全く背を向け、富国強兵策以外の何物でもなかったことを如実にしめています。

ハンセン病療養所でも犠牲者が続出

患者の人権はどうだったのでしょうか。戦時中のハンセン病療養所について全療協の前身である全患協の運動史には次のように書かれています。

「1944年10月から翌年8月までの戦災で、宮古南静園は施設だけでなく書類、記録等一切を消失した。入所者は食糧事情の悪化で栄養失調となり、壕を住居としてマラリアを病み、300人の定員の中で次々に倒れる者百数十人を数えるに至った。また、生命の危険を感じて逃走する患者も続出し、園にとどまった患者は僅かに116人であった」とあり、他の園も戦場と化し爆撃等で入所者に犠牲者が続出し、「療養所へ、何のために連れてこられたのか、いまさらいっても仕方がなかった。日本全土が戦場と化し、火達磨の様相を呈していた」。

さらに、治療らしい治療も受けられず、栄養失調も手伝って死者が相次ぎました。1945年、療養所の死亡者数は例外なく最

高を記録しています。そして衝撃を受けるのは「戦争だから仕方がない、ということではできない。平和な時代にも、ハンセン病患者は暖かく遇されることがなかった。そして、戦争が終わり、平和な民主主義の宣伝がはじまっても、ハンセン病対策への反省は生まれず、患者の身分はそのまま…(略)」と記されています。隔離を前提とし、差別と偏見を生みだした「らい予防法」が廃止されるのは1996年、終戦から51年後のことでした。

平和でなければ医療は守られない

以上のように、国立医療機関の成り立ちは富国強兵政策、人権無視、社会保障の切り捨ての戦争に突き進んでいた当時の政策と密接な関係にありました。

一般国民の医療にたいして、直接医療施設を持たない敗戦前の医療体制だったにもかかわらず、陸・海軍病院124(陸104・海20)と同分院27(陸22・海5)を有し、軍事保護院が所管する傷痍軍人療養所等が53施設ありました。これらの施設は陸・海軍の解体にともなう終戦処理として1945年12月、陸海軍病院は占領軍が使用中の5病院を除く109病院が国立病院に、傷痍軍人療養所の53施設が内務省所管であった既存の9ハンセン病療養所とあわせて国立療養所として厚生省に移管され、はじめて一般市民を対象とする国立医療機関の運営がはじめられることとなります。

平和であるからこそ医療・福祉が守られ、自由と人権が保障されます。歴史の逆戻りはしてはなりません。ふたたび白衣を戦場の血で汚すことはできません。

参考文献：全医労『全医労三十年の歩み』(全医労1978年)、全患協『全患協運動史』(一光社1977年)、秋元波留夫『精神障害者は20世紀をどう生きたか』(月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2000年7月号所収)

傷痍軍人武蔵療養所は精神障害軍人を治療する軍事保護院の施設であり、身体的には若い人たちが多かったにもかかわらず、戦争の長期化にともなう食糧不足により死亡者が徐々に増加。敗戦の年の1945年には、実に在院患者の4分の1となる160人が亡くなりました(中央の患者ががかえているのは皇后から贈られた菊)=1942年頃

